

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 政策経営部  
 行政経営課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 規 則

- 規則第33号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則 ……(保育支援課) …2
- 規則第34号 宇治市中小企業低利融資規則の一部を改正する規則 ……(商工観光課) …3
- 規則第35号 宇治市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 ……(公園緑地課) …3
- 規則第36号 宇治市公共施設利用者登録カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則 ……(公園緑地課) …5
- 規則第37号 宇治市消防団規則の一部を改正する規則 ……(消防総務課) …5
- 規則第49号 宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則 ……(消防総務課) …5

### 告 示

- 告示第66号 国土調査の実施 ……(建設総務課) …6

### 消 防 本 部

- 訓令甲第3号 主幹の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程 ……6

### 教 育 委 員 会

- 訓令甲第1号 宇治市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程 ……6
- 訓令甲第2号 センター長等の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程 ……6
- 訓令甲第3号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程 ……6

### 農 業 委 員 会

- 公告第4号 農業委員会定例総会の招集 ……7

### 公 営 企 業

- 公告第6号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定 ……7

規則

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第33号

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則(平成27年宇治市規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「」を

|         |        |
|---------|--------|
| 13,000円 | 6,500円 |
| 16,500円 | 8,250円 |

「」に、

|         |        |
|---------|--------|
| 10,000円 | 5,000円 |
| 18,000円 | 9,000円 |

|    |   |         |        |    |
|----|---|---------|--------|----|
| C4 | 市町村民税の所得割の課税額が169,000円以上301,000円未満である世帯 | 19,000円 | 9,500円 | 0円 |
|----|---|---------|--------|----|

|    |   |         |         |    |
|----|---|---------|---------|----|
| C4 | 市町村民税の所得割の課税額が169,000円以上211,201円未満である世帯 | 20,500円 | 10,250円 | 0円 |
|    | 市町村民税の所得割の課税額が211,201円以上301,000円未満である世帯 | 20,800円 | 10,400円 | 0円 |

に、

|         |         |
|---------|---------|
| 21,000円 | 10,500円 |
| 23,000円 | 11,500円 |

「」に改める。

|         |         |
|---------|---------|
| 23,000円 | 11,500円 |
| 25,000円 | 12,500円 |

別表第2中「」を

|         |         |
|---------|---------|
| 5,900円  | 0円      |
| 6,750円  | 0円      |
| 13,500円 | 6,750円  |
| 6,750円  | 0円      |
| 22,600円 | 11,300円 |
| 36,600円 | 18,300円 |
| 51,500円 | 25,750円 |
| 62,100円 | 31,050円 |
| 69,300円 | 34,650円 |

「」に、

|         |        |
|---------|--------|
| 6,000円  | 0円     |
| 6,950円  | 0円     |
| 13,700円 | 6,850円 |

|         |         |
|---------|---------|
| 6,950円  | 0円      |
| 22,900円 | 11,450円 |
| 37,000円 | 18,500円 |
| 52,200円 | 26,100円 |
| 63,000円 | 31,500円 |
| 70,300円 | 35,150円 |

「」を

|         |        |
|---------|--------|
| 4,100円  | 0円     |
| 5,500円  | 0円     |
| 11,000円 | 5,500円 |
| 5,500円  | 0円     |
| 18,000円 | 9,000円 |

「」に、

|         |        |
|---------|--------|
| 4,200円  | 0円     |
| 5,700円  | 0円     |
| 11,200円 | 5,600円 |
| 5,700円  | 0円     |
| 18,300円 | 9,150円 |

「」を

|         |         |
|---------|---------|
| 25,400円 | 12,700円 |
| 29,000円 | 14,500円 |
| 30,000円 | 15,000円 |
| 33,200円 | 16,600円 |

「」に、

|         |         |
|---------|---------|
| 25,800円 | 12,900円 |
| 29,700円 | 14,850円 |
| 30,900円 | 15,450円 |
| 34,200円 | 17,100円 |

「」を

|         |         |
|---------|---------|
| 23,200円 | 11,600円 |
| 26,000円 | 13,000円 |
| 26,900円 | 13,450円 |
| 28,100円 | 14,050円 |

「」に改める。

|         |         |
|---------|---------|
| 23,600円 | 11,800円 |
| 26,700円 | 13,350円 |
| 27,800円 | 13,900円 |
| 29,100円 | 14,550円 |

別表第3中「」を

|         |         |
|---------|---------|
| 5,900円  | 0円      |
| 6,600円  | 0円      |
| 13,200円 | 6,600円  |
| 6,600円  | 0円      |
| 22,200円 | 11,100円 |
| 35,900円 | 17,950円 |
| 50,600円 | 25,300円 |
| 61,000円 | 30,500円 |
| 68,100円 | 34,050円 |

に、

|         |         |
|---------|---------|
| 6,000円  | 0円      |
| 6,800円  | 0円      |
| 13,400円 | 6,700円  |
| 6,800円  | 0円      |
| 22,500円 | 11,250円 |
| 36,300円 | 18,150円 |
| 51,300円 | 25,650円 |
| 61,900円 | 30,950円 |
| 69,100円 | 34,550円 |

を

|         |        |
|---------|--------|
| 4,100円  | 0円     |
| 5,400円  | 0円     |
| 10,800円 | 5,400円 |
| 5,400円  | 0円     |
| 17,700円 | 8,850円 |

に、

|         |        |
|---------|--------|
| 4,200円  | 0円     |
| 5,600円  | 0円     |
| 11,000円 | 5,500円 |
| 5,600円  | 0円     |
| 18,000円 | 9,000円 |

を

|         |         |
|---------|---------|
| 24,900円 | 12,450円 |
| 28,500円 | 14,250円 |
| 29,500円 | 14,750円 |
| 32,600円 | 16,300円 |

に、

|         |         |
|---------|---------|
| 25,300円 | 12,650円 |
| 29,200円 | 14,600円 |
| 30,400円 | 15,200円 |
| 33,600円 | 16,800円 |

を

|         |         |
|---------|---------|
| 22,800円 | 11,400円 |
| 25,500円 | 12,750円 |
| 26,400円 | 13,200円 |
| 27,600円 | 13,800円 |

に改める。

|         |         |
|---------|---------|
| 23,200円 | 11,600円 |
| 26,200円 | 13,100円 |
| 27,300円 | 13,650円 |
| 28,600円 | 14,300円 |

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に受ける特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育及び特定地域型保育(

以下「特定教育・保育等」という。)に係る保育料について適用し、同日前に受けた特定教育・保育等に係る保育料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市中小企業低利融資規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第34号

宇治市中小企業低利融資規則の一部を改正する規則  
宇治市中小企業低利融資規則(昭和41年宇治市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第7号を次のように改める。

(7) 連帯保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。

第4条に次の1号を加える。

(8) 担保 原則として不要とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第35号

宇治市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則  
宇治市都市公園条例施行規則(昭和40年宇治市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第1条の2 条例第3条第1項の規定により同項に規定する指定管理者に公園の管理を行わせる場合における次条、第3条、第4条から第4条の5まで、第8条(第1号及び第2号を除く。)、第9条、別記様式第1号から別記様式第3号の2まで、別記様式第4号から別記様式第4号の4まで、別記様式第9号、別記様式第10号及び別記様式第11号の3の規定の適用は、次条、第3条、第4条から第4条の5まで、第8条(第1号及び第2号を除く。 )及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条中「法又は条例」とあるのは「条例」と、「(別記様式第11号の3)、公園施設設置許可書(別記様式第14号)、公園施設管理許可書(別記様式第15号)、公園占用許可書(別記様式第16号)又は継続許可書(別記様式第17号)」とあるのは「(別記様式第11号の3)」と、別記様式第1号から別記様式第3号の2までの規定、別記様式第4号から別記様式第4号の4までの規定、別記様式第9号及び別記様式第10号中「宇治市長」とあるのは「宇治市都市公園指定管理者」と、別記様式第11号の3中「受付の係員」とあるのは「指定管理者」とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(有料公園の使用の許可に係る申請)

第3条の2 植物公園の使用の許可に係る申請は、第12条第2項の規定による投入をした時にあつたものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、植物公園の使用の許可に係る申請は、当該使用に係る使用料を納付した時にあつたものとみなす。

第4条の見出しを「(有料公園施設の使用の許可に係る申請)」に改め、同条第1項本文中「を市長に提出しなければ」を「により

市長に申請しなければ」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「を市長に提出しなければ」を「により市長に申請しなければ」に改め、同項第1号中「公園体育館コミュニティアリーナ」を「西宇治公園及び黄檗公園の体育館のコミュニティアリーナ」に改め、同項第2号中「公園プール」を「西宇治公園及び黄檗公園のプール」に改め、同項第3号を削る。

第4条第3項本文中「に掲げる」を「、第7項各号及び第8項に規定する」に、「よつて」を「より」に改め、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項の」を「第3項に規定する」に、「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第1号中「宇治市民又は宇治市内の事業所、各種団体若しくはこれらに属する」を「条例別表第2の備考第5項各号に掲げる」に改め、同項第2号中「の規定に該当しない」を「に規定する者以外の」に改め、同条に次の2項を加える。

7 次の各号に掲げる有料公園施設の使用の許可に係る申請は、当該各号に定める時にあつたものとみなす。

- (1) 黄檗公園の弓道場の個人使用 当該使用に係る使用料を納付した時
- (2) 黄檗公園の体育館のシャワー設備の使用 当該使用に係る使用料を納付した時
- (3) 西宇治公園及び黄檗公園のトレーニング室の使用 第12条第2項の規定による投入をした時
- (4) 前号及び次項に定めるもののほか、第12条第2項に規定する方法により使用料を納付して行う有料公園施設の使用 同項の規定による投入をした時

8 前条の規定は、西宇治公園及び黄檗公園のプールの一般使用について準用する。

第4条の2の見出し中「使用」を「有料公園施設の使用」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び第1号中「よつて」を「より」に改め、同条第3項中「、前条第3項」を「、前条第2項第1号及び第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前条第7項第4号に規定する有料公園施設の使用の許可は、同号に規定する投入がされた時にあつたものとみなす。

第4条の3の見出し中「使用許可」を「有料公園施設の使用の許可」に改め、同条第1項中「の使用」を「に規定する使用」に、「よつて」を「より」に改め、同条第2項中「の規定による」を「に規定する」に改める。

第4条の4第2項を次のように改める。

2 市長は、次の各号に掲げる有料公園施設の使用の許可を受けた者に当該各号に定める利用券等を交付する。

- (1) 第4条第2項第1号に規定する有料公園施設 コミュニティアリーナ利用券(別記様式第3号の2の2)
- (2) 第4条第2項第2号及び第8項に規定する有料公園施設 宇治市公園プール入場券
- (3) 第4条第7項第1号に規定する有料公園施設 黄檗弓道場利用券(別記様式第3号の3)
- (4) 第4条第7項第2号に規定する有料公園施設 黄檗公園体育館シャワー設備利用券
- (5) 第4条第7項第3号に規定する有料公園施設 宇治市公園体育館トレーニング室利用券

第4条の5の見出し中「使用」を「有料公園施設の使用」に改め、同条第1項中「を市長に提出しなければ」を「により市長に申請しなければ」に改め、同条第2項中「よつて」を「より」に改める。

第9条本文中「許可等」を「許可」に改め、「、宇治市公園プール入場券、宇治市公園体育館トレーニング室利用券」を削る。

第9条の2を削る。

別表中「 」を「 」に、

|     |        |
|-----|--------|
| 円   | 1,000円 |
| 800 | 250円   |
| 200 | 1,000円 |
| 800 | 250円   |
| 200 | 370円   |
| 300 |        |

|           |    |     |         |
|-----------|----|-----|---------|
| バドミントン用支柱 | 1組 | 100 | ネットを含む。 |
| テニス用支柱    | 1組 | 200 | ネットを含む。 |

を

|           |    |      |         |
|-----------|----|------|---------|
| バドミントン用支柱 | 1組 | 120円 | ネットを含む。 |
|-----------|----|------|---------|

を

に、「 」を「 」に、

|     |        |
|-----|--------|
| 100 | 120円   |
| 30  | 40円    |
| 30  | 40円    |
| 60  | 70円    |
| 40  | 50円    |
| 50  | 60円    |
| 800 | 1,000円 |
| 200 | 250円   |
| 10  | 20円    |

|                  |       |     |         |
|------------------|-------|-----|---------|
| 弓道用具             | 1式    | 500 |         |
| サッカー用ゴール(大人用・屋外) | 1組 1回 | 300 | ネットを含む。 |
| サッカー用ゴール(子供用・屋外) | 1組 1回 | 100 | ネットを含む。 |
| バレーボール用支柱(屋外)    | 1組 1回 | 100 | ネットを含む。 |

を

|                  |       |      |         |
|------------------|-------|------|---------|
| サッカー用ゴール(大人用・屋外) | 1組 1回 | 370円 | ネットを含む。 |
| サッカー用ゴール(子供用・屋外) | 1組 1回 | 120円 | ネットを含む。 |

に、「 」を「 」に、

|     |      |
|-----|------|
| 300 | 370円 |
| 300 | 370円 |
| 100 | 120円 |
| 200 | 250円 |
| 150 | 180円 |
| 100 | 120円 |

|           |       |     |      |
|-----------|-------|-----|------|
| 西宇治公園体育館シ | 1台 1回 | 100 | 料金精算 |
|-----------|-------|-----|------|

|       |  |  |     |
|-------|--|--|-----|
| ャワー設備 |  |  | 機付き |
|-------|--|--|-----|

を「

|                |    |    |     |         |
|----------------|----|----|-----|---------|
| 西宇治公園体育館シャワー設備 | 1台 | 1回 | 100 | 料金精算機付き |
| 黄檗公園体育館シャワー設備  | 1台 | 1回 | 100 |         |

に、「」を「」に、

|       |        |
|-------|--------|
| 200   | 250円   |
| 400   | 500円   |
| 200   | 250円   |
| 100   | 120円   |
| 2,000 | 2,500円 |
| 1,000 | 1,250円 |
| 300   | 370円   |
| 1,000 | 1,250円 |
| 100   | 120円   |
| 20    | 30円    |
| 50    | 60円    |
| 50    | 60円    |

|     |    |    |     |  |
|-----|----|----|-----|--|
| テント | 1張 | 1回 | 500 |  |
| 巻尺  | 1個 | 1回 | 50  |  |

を「

|     |    |    |      |  |
|-----|----|----|------|--|
| テント | 1張 | 1回 | 620円 |  |
|-----|----|----|------|--|

に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の次に1条を加える改正規定は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)

- 改正前の宇治市都市公園条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出され、又は交付されている前項ただし書に規定する規定の施行の日以後における公園内の行為並びに有料公園及び有料公園施設の使用に係る様式書類は、改正後の宇治市都市公園条例施行規則の規定により提出され、申請され、又は交付されているものとみなす。

- 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に改正前の規則により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(揭示済)

宇治市公共施設利用者登録カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第36号

宇治市公共施設利用者登録カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市公共施設利用者登録カードの交付等に関する規則(平成1

5年宇治市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号ただし書中「及び第3号」を「、第7項各号及び第8項」に改め、同条第2号中「使用許可」を「使用の許可」に改める。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第12条 宇治市都市公園条例(昭和40年宇治市条例第18号)第3条第1項の規定により同項に規定する指定管理者に公共施設の管理を行わせる場合における第3条、第4条、第6条、第7条、第9条、第10条及び別記様式第2号から別記様式第4号までの規定の適用は、第3条第2項、第4条、第6条、第7条、第9条及び第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第2号から別記様式第4号までの規定中「宇治市長」とあるのは「宇治市公共施設指定管理者」とする。

附則

(施行期日)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現に改正前の宇治市公共施設利用者登録カードの交付等に関する規則の規定により提出されている様式書類は、改正後の宇治市公共施設利用者登録カードの交付等に関する規則の規定により提出されたものとみなす。

(揭示済)

宇治市消防団規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第37号

宇治市消防団規則の一部を改正する規則

宇治市消防団規則(昭和27年宇治市規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「」を「」に改める。

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 2   | 2   | 1   | 3   |
| 1 3 | 2 4 | 1 2 | 2 5 |

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年5月11日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第49号

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則(平成18年宇治市規則第59号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「105, 130円を」を「105, 290円を」に、「、105, 130円を」を「、105, 290円」に、「57, 110円を」を「57, 190円」に、「52, 570円を」を「52, 650円を」に、「、52, 570円を」を「、52, 650円」に、「28, 560円を」を「28, 600円」に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、平成30年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

**告 示**

**宇治市告示第66号**

国土調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により国土調査を次のとおり実施しますので、同法第7条の規定により告示します。

平成30年4月25日

宇治市長 山木 正

- 1 事業計画が定められた年月日  
平成30年4月2日
- 2 調査を実施する者の名称  
宇治市
- 3 調査地域  
宇治市平尾台の一部（二丁目及び三丁目）
- 4 調査期間  
平成31年3月31日まで

（揭示済）

**消 防 本 部**

**宇治市消防本部訓令甲第3号**

主幹の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市消防長 中谷 俊哉

主幹の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程

主幹の掌理する事務を定める規程（平成元年消防本部訓令甲第3号）の一部を次のように改める。

第2条の表中

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 消防総務課主幹 | 消防団に関すること。                            |
| 警防救急課主幹 | (1) 災害対策に関すること。<br>(2) 緊急消防援助隊に関すること。 |

「

|         |            |
|---------|------------|
| 消防総務課主幹 | 消防団に関すること。 |
|---------|------------|

」に改

める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（揭示済）

**教 育 委 員 会**

**宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号**

宇治市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

宇治市教育委員会事務決裁規程（昭和59年宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2学校教育課に関する事項の項第14号中「を認定すること」を「の認定及び就学援助費の支給に関すること（支出負担行為を決定することを含む。）」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（揭示済）

**宇治市教育委員会教育長訓令甲第2号**

センター長等の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

センター長等の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程

センター長等の掌理する事務を定める規程（平成27年宇治市教育委員会教育長訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「図書館事業計画の策定に係る調査研究等」を「中央図書館の管理及び運営」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（揭示済）

**宇治市教育委員会教育長訓令甲第3号**

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2項第16号中「ある子」を「ある子、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害のある子」に、「以内」を「（当該子のうちに3歳に満たない子がいる職員にあつては、これらの日数に1を加えた日数）以内」に改め、同項第18号中

|   |     |   |   |    |   |
|---|-----|---|---|----|---|
| 「 | 10日 | 」 | 「 | 7日 | 」 |
|---|-----|---|---|----|---|

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程第6条第1項の規定により、改正前の別表第2項第18号に規定する職員の配偶者が死亡した場合には該当するものとして休暇の承認を受けている職員については、改正後の別表第2項第18号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(揭示済)

**農 業 委 員 会****宇治市農業委員会公告第4号**

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定により、第11回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

平成30年4月23日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

- 開会日時 平成30年5月7日 13時30分  
開会場所 宇治市役所 8階 大会議室  
付議事項 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について  
2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
3 専決事項の報告  
4 その他

(揭示済)

**公 営 企 業****宇治市上下水道事業公告第6号**

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について  
水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、平成30年3月30日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

平成30年5月11日

宇治市長 山本 正

指定番号 第457号 株式会社カワノ管工業

